

# 事業者確認書類の提出

建設キャリアアップシステムの「事業者情報登録申請」では、登録する情報を正確に証明するために登録時に事業者確認を行います。事業者証明書類として、建設業許可がある場合は、「建設業許可事業者証明書類」の写しを提出してください。建設業許可がない場合も、その他の事業者証明書類の写しを提出してください。

※ 証明書類で秘匿したい部分はマスキング可能ですが、「商号または名称（屋号）」「代表者名」「所在地」「資本金」はマスキングをしないでください。

## 建設業許可がある場合は建設業許可事業者証明書類（写し）

建設業許可証明書 1点（写し）



1点のみ  
提出でOK

または

建設業許可通知書 1点（写し）



1点のみ  
提出でOK

## 建設業許可がない場合はその他の事業者証明書類（写し）

### ●建設業許可がない法人の場合

事業税の確定申告書（写し） 1点<sup>\*1</sup>



1点のみ  
提出でOK

または

納税証明書（写し）1点 履歴事項全部証明書（写し）1点<sup>\*2</sup>



+



計 2点提出

### ●建設業許可がない個人事業主、一人親方の場合

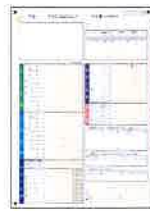
納税証明書  
（写し） 1点<sup>\*2</sup>



1点のみ提出でOK

または

所得税の確定申告書  
（写し） 1点<sup>\*3</sup>



1点のみ提出でOK

または

個人事業の開始届  
（写し） 1点<sup>\*3</sup>



1点のみ提出でOK

※ 1 事業税の確定申告書は受付印があり、1年以内のものに限ります。

※ 2 法人税の納税証明書および履歴事項全部証明書は証明日が1年以内のものに限ります。

事業開始後まもない場合で、かつ法人税の納付時期を迎えていない場合は、履歴事項全部証明書のみをご提出ください。

※ 3 所得税の確定申告書や個人事業の開始届は受付印があり、1年以内のものに限ります。

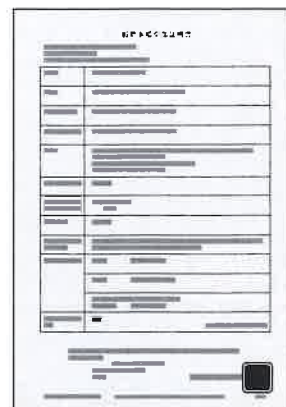
# 登録申請書に添付する書類

建設キャリアアップシステムの「事業者情報登録申請」では、事業者確認書類以外に該当する下記の証明書類（写し）が必要になります。「→の数字」は「事業者情報登録申請書」に記入する項目番号です。

## ●資本金確認証明書類（写し）→ 1-⑧

「資本金」によって建設キャリアアップシステム事業者登録料が変わりますので、「資本金確認証明書類（写し）」は登録申請時の最新のものを出します。「資本金確認証明書類（写し）」には、「履歴事項全部証明書（写し）」「現在事項全部証明書（写し）」「事業税の確定申告書（写し）」があります。

- ・建設業許可がある法人事業者の場合は、許可データから資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。（資本金確認証明書類（写し）提出不要）
- ・建設業許可がない法人事業者の場合は、事業者確認書類から資本金を確認し、建設キャリアアップシステム事業者登録料を算出します。（資本金確認証明書類（写し）提出必要）
- ・個人事業主の場合は、建設業許可の有無に関わらず、資本金がありませんので建設キャリアアップシステム事業者登録料は3,000円（税込）になります。（資本金確認証明書類（写し）提出不要）



## ●加入社会保険等証明書類（写し）

- ・健康保険加入証明書類（写し）→ 4-①
- ・厚生保険加入証明書類（写し）→ 4-②

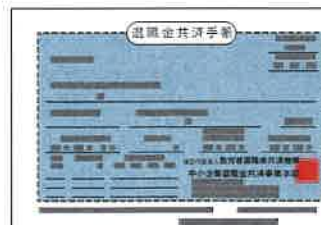


- ・建設業退職金共済制度加入証明書類（写し）→ 4-④  
※建設業退職金共済契約者証（写し）も可

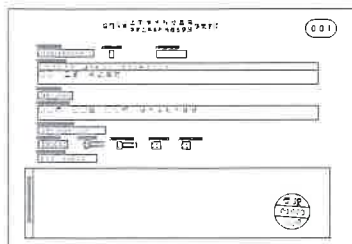


- ☆領収済証等（出納印あり）（写し）
- ☆社会保険料納入証明書（証明者の印あり）（写し）
- ☆適用通知書（写し）

- ・中小企業退職金共済制度加入証明書類（写し）→ 4-⑤



- ・雇用保険加入証明書類（写し）→ 4-③



- ・労災保険特別加入証明書類（写し）→ 4-⑥

- ☆適用事業所設置届事業主控（受領印あり）（写し）
- ☆納付書・領収証書（出納印あり）（写し）
- ☆労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（受付印あり）（写し）
- ☆労働保険料等納入通知書（写し）

